

『令和7年6月20日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和7年6月定例会】

委員長 福森悦子

先ほど議長から報告がございましたように、委員長に不肖私が、副委員長に益田みなみ委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係する歳入並びに第2条第2表「債務負担行為補正」を一括議題といたしましたところ、障害者総合支援事業費にかかわり、システム改修の効果について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第94号「令和7年度川口市介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、介護保険事業費補助金にかかわり、システム改修の効果について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第128号「専決処分の承認について（令和6年度川口市一般会計補正予算）」のうち当委員会の所管事項についてを議題といたしましたところ、障害者短期入所施設事業の繰越理由の詳細について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

次に、議案第97号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第100号「川口市障害者生活介護施設設置及び管理条例を廃止する条例」を議題といたしましたところ、条例を廃止することによる影響について等、質疑応答が交わされました。

続いて、原案に対して修正案が提出されたことから、修正案の提出者に対して説明を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

原案の令和8年4月1日施行は困難と考えるため、施行日を令和9年4月1日に修正したいとのことでありました。

以上のような説明を徴した後、修正案について質疑を行いましたところ、原案において、施行日を令和8年4月1日とした理由の市への確認の有無について等、質疑応答の後、原案及び修正案を一括しての討論へと移行し、まず、民間が実施する障害福祉サービスの充実を理由に、川口市生活介護等きじばとの廃止を事前

の説明もなく決定したことは、障害者とその家族の人生の選択を迫られる重大問題であるにもかかわらず、合理的配慮が欠けており、選択の自由や意思決定の配慮もない、市の姿勢は認められない。修正案に対しては一定の理解はできるが、利用者と家族の思いや、その他関係者の現状を受け止めれば、1年延期では不十分であると考え、修正案及び原案に反対するとの意見。

また、限られた財源のなかで全ての事業をこれまで通りに維持することは困難であり、民間事業者も充足してきたなかで、市全体で福祉政策をどのようにしていくのかという視点に切り替えていかななくてはならない。全ての利用者、家族に対しては、切に親身な対応を要望し、修正案に反対し、原案に賛成するとの意見。

さらに、障害者生活介護施設を令和8年4月1日に廃止することは拙速であることから、修正案に賛成し、原案に反対するとの意見。

またさらに、開設当初は市内事業者も少なく、公設での運営が必要とされていたが、民間事業者による障害福祉サービスが充足し、必要な支援が受けられる状況が整ってきたと考えられることから、修正案に反対し、原案に賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、まず、修正案について採決いたしましたところ、起立者少数で、否決されました。

次に、原案について採決いたしましたところ、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第101号「川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例を廃止する等の条例」を議題といたしましたところ、条例を廃止することによる影響について等、質疑応答が交わされました。

続いて、原案に対して修正案が提出されたことから、修正案の提出者に対して説明を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

令和8年4月1日施行を令和9年4月1日に修正したいとのことでありました。

以上のような説明を徴した後、修正案について質疑を行いましたところ、原案において、施行日を令和8年4月1日とした理由の市への確認の有無について等、質疑応答の後、原案及び修正案を一括しての討論へと移行し、まず、利用者にとって、安定した日常生活、自立した日常生活を送れる川口市就労継続支援きじばとの廃止を事前の説明もなく決定したことは、合理的配慮が欠けており、選択の自由や意思決定の配慮もなく、認められない。修正案に対しては一定の理解はできるが、利用者と家族の思いや、その他関係者の現状を受け止めれば、1年延期では不十分であると考え、修正案及び原案に反対するとの意見。

また、利用者に対して十分な配慮をすることが必要であり、新しい環境への順応など、アフターケアを万全に期していただくことを期待し、修正案に反対し、原案に賛成するとの意見。

さらに、廃止により利用施設を変更することは、利用者にとって大変なストレスとなる。また、障害者就労継続支援施設を令和8年4月1日に廃止することは拙速であることから、修正案に賛成し、原案に反対するとの意見。

またさらに、開設当初は市内事業者も少なく、公設での運営が必要とされていたが、民間事業者による障害福祉サービスが充足し、必要な支援が受けられる状況が整ってきたと考えられることから、修正案に反対し、原案に賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、まず、修正案について採決いたしましたところ、起立者少数で、否決されました。

次に、原案について採決いたしましたところ、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第99号「川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、利用者への対応について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、障害児の家族の状況は孤立と子育ての課題、経済的困窮も抱えていることもあり、子どもと親の成長・発達を保障してきた親子通園の役割と意義はますます高まっている。わかゆり学園の事業を縮小・廃止するにあたり、事前の説明もなく決定したことは、障害者とその家族の人生の選択を迫られる重大問題であるにもかかわらず、合理的配慮が欠けており、選択の自由や意思決定の配慮もないことから、反対するとの意見。

また、児童発達支援センターの定員の減員及び児童発達支援事業所の廃止は、現在通園している児童数や民間事業所の整備状況を踏まえ、規模の適正化や機能の集約化を図るものである。さらに、行政の直接運営により生じていたコストを再編することで、他の福祉分野への充当や障害福祉サービスに充てることから、より持続可能な福祉モデルを構築するための前向きな一歩になることから、賛成するとの意見。

さらに、障害福祉サービスを持続可能なものとするため、児童発達支援センターの定員の縮小や生活介護事業所の定員の縮小、児童発達支援事業所の廃止、就労移行支援事業所の廃止を行うもので、民間事業者がこれだけ増加するなか、民でできることは民に任せ、利用者の意向に寄り添い、誰1人取り残さないよう最後まで責任を持って対応していただくことを強く要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第98号「川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、保護者に対する説明の状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、利用者や地域住民の期待に応えるには青木北保育所の存続が必要である。保育士確保や財源不足といった課題があるなか、保育の公的責任がますます高まっており、保育環境と保育の質を高めるためにも公立保

育所の存続が求められていることから、反対するとの意見。

また、老朽化や保育需要を踏まえた保育所の統合は、公共施設の量の適正化や運営経費の削減につながるものである。児童と保護者に寄り添いながら、今後も安全で安心な保育の提供を要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第133号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝高木保育所）」及び議案第134号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立川口駅前保育園）」の以上、2議案を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第102号「川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたしましたところ、条例制定の必要性について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、本事業は、市が認可した施設と保護者が直接契約し、都合に応じて施設や日時を選択できる仕組みとなっている。しかし、保育関係者からは預け始めの事故頻発やアレルギー対応の困難さ、親の都合のもとで頻繁な施設変更による子どもへのストレスが懸念される。無資格や無認可の施設も参入可能であり、子どもには特定の大人との安定した関わりが必要であり、また子どもの安心安全、成長・発達を守れないことから反対するとの意見。

また、乳児等通園支援事業は令和8年4月から全国の市町村で実施される国の政策で、子どもたちは、家庭とは異なる経験を得ることができ、保護者も就労等を問わずに利用できるということは心強いものである。また、事業者は受け入れ日数や時間を自由に設定することが可能であるなど柔軟に実施できる制度であることから、賛成するとの意見。

さらに、乳児等通園支援事業は女性の社会進出の機会を促進するためにも重要な政策である。少子化のなかで保育所の定員割れも今後ますます加速が予想され、余裕活用型の乳児等通園支援事業は時代に沿った施策であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第96号「川口市保育施設等事故検証委員会設置条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、過去の事故検証委員会の開催状況について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第4款「衛生費」を議題といたしましたところ、保健衛生総務費にかかわり、補助事業実施による効果について等、質疑応答の後、採決の結

果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第93号「令和7年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分にかかわり、それぞれの増減額理由について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第132号「専決処分の承認について（川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたしましたところ、改正の影響を受ける世帯数及び対象額の想定について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

以上で報告を終わります。